

平成28年度版
神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
貸付の手引き

【書類の提出先及び問い合わせ先】

《問い合わせ先》

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

地域福祉推進部 生活支援担当

電話：045-311-1426

目 次

- 1 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要・・・・・・・・・・ P 1
- 2 入学準備金の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 就職準備金の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 就職後・返還猶予の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 5 業務従事中とみなす求職活動等について・・・・・・・・ P 8
- 6 返還の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 7 その他の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 8 手続きに必要な提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 9 資料
 - (1) 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱
 - (2) 様式集

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要

【概要】

- 1 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す神奈川県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金を貸し付けるものです。
- 2 養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は、返還債務の全部の免除ができます。

(1) 実施主体

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

次の要件を全て満たす方が対象者です。

- ① 神奈川県内に住所登録をしている方（※横浜市、川崎市、相模原市を除く）
- ② 平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた方で養成機関を修了する者、又は平成28年4月以降に養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する方
- ③ 養成機関の課程を修了の上、資格を取得し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思のある方。
- ③ 他の都道府県及び市で本訓練促進資金の貸付を受けていない方。

ただし、「専門実践教育訓練給付金」を受給している場合や「介護福祉士等修学資金貸付金」または「保育士修学資金貸付金」の貸付けを受けている場合は対象となりません。

(3) 貸付金額

- ① 入学準備金 500,000円以内（高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方）
対象：養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等の費用
- ② 就職準備金 200,000円以内（養成機関の課程を修了し資格を取得した方）
対象：就職にあたり必要な費用

(4) 貸付利子

- ① 連帯保証人を立てる場合は、貸付利子は無利子です。
- ② 連帯保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1%の利子を返還金と合わせて納入していただきます。
- ③ 返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5%の延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(5) 貸付の申請期限

入学準備金・・・入学月の翌々月の月末まで（例）4月入学の場合：6月末まで
就職準備金・・・就職した月の翌々月の月末まで（例）4月就職の場合：6月末まで

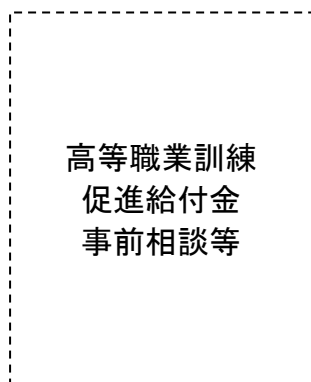
(6) 返還免除要件

養成機関の課程を修了して1年以内に就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金額の全額返還免除ができます（免除申請が必要です）。

2 入学準備金の手続き

(1) 貸付申請・決定時の手続き

高等職業訓練促進給付金を受給している方で、貸付けを希望される場合は、貸付申請書に関係書類を添付して県社協へ提出してください。



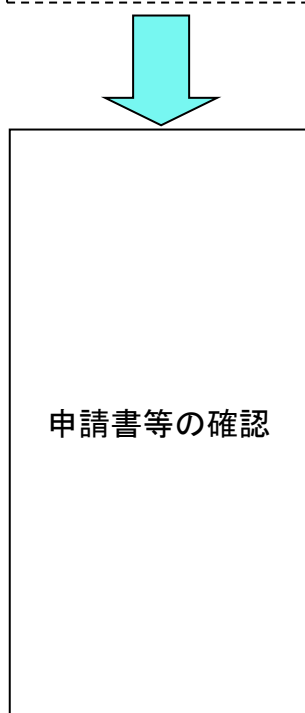
給付金事前相談等

- ・意欲、能力、資格取得見込等の把握や生活状況等の聴取、資格取得後の就業等の確認をします。
- ・貸付対象となる可能性がある方（給付金受給決定者（見込）等）に貸付案内をします。

事前相談窓口

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課

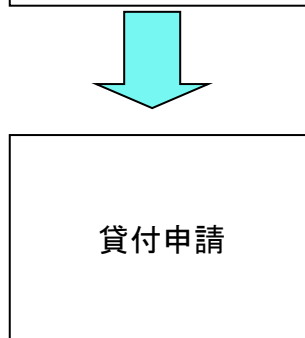
町村に居住する方：お住まいの町村を所管する県保健福祉事務所



- ① 貸付を受けたい場合には、申請書等の提出書類（下記のア～キの書類）を準備して下さい。

<提出書類>

- ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式1）
 - イ 連帯保証人の届出（様式1）
 - ウ 住民票の写し（世帯全員の記載のあるもの、発行後3ヶ月以内）
 - エ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
 - オ 養成機関の在学を証明する書類（在学証明書の写し）
 - カ 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は市町村民税課税証明書）
 - キ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱（同意書）（様式第12号）（借受人、連帯保証人各1部）
- ※上記書類のみでは審査に必要な情報が不足する場合、申請後に、別の書類の提出を依頼する場合があります。



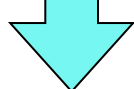
- ② 申請書等一式を県社協に提出してください。
※準備ができない書類がある場合は県社協に相談してください。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

提出方法：簡易書留による郵送

※申請書は重要個人情報を含むため、必ず簡易書留扱いとしてください

郵送（簡易書留）

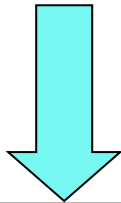




- ③ 県社協で審査し、貸付けの可否を決定します。
- ④ 審査の結果は、「貸付（承認・不承認）決定通知書」にて通知されます。
 - ※通知書は連帯保証人にも通知されます
 - ※通知書の写しは下記の機関へも送付されます。

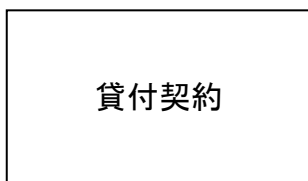
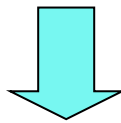
送付先

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課
町村に居住する方：県子ども家庭課



- ⑤ 貸付が決定になった方は、貸付決定通知日から1ヶ月以内に次の書類を県社協に簡易書留で提出してください。
 - ア 借用証書
 - 収入印紙を購入の上、借用証書に貼り付けてください。（1万円以上10万円以下…200円、10万円以上50万円以下…400円、50万円以上100万円以下…1,000円）
 - イ 送金口座（申込・変更）申請書（様式2）
 - ウ 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人各1部、発行後3ヶ月以内）
 - ※借受人が未成年だった場合は法定代理人の印鑑証明書が必要になります。

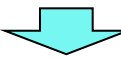
提出先 神奈川県社会福祉協議会



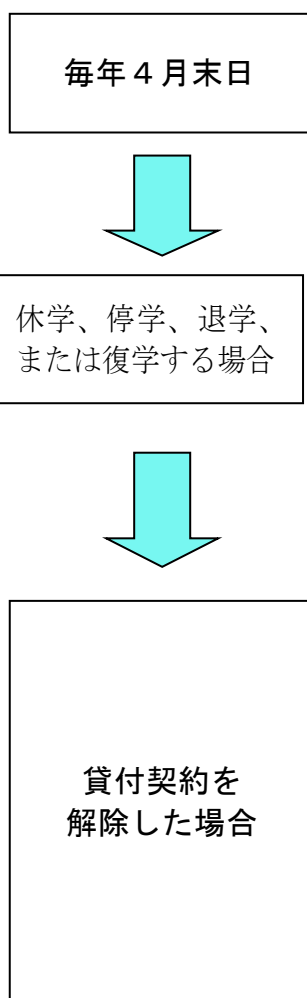
- ⑥ 借用証書が県社協に届き次第、資金交付が行われます。交付日時は通知を持ってお知らせします。
 - ※通知書は保証人にも送付されます。
 - ※通知書の写しは下記の機関へも送付されます。

送付先

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課
町村に居住する方：県子ども家庭課



(2) 養成機関在学中の手続き



- ① 養成機関に在学中は、毎年4月末までに在学証明書を県社協に提出してください。

提出先・相談窓口

神奈川県社会福祉協議会

- ② 養成機関を休学、停学、退学または復学したときは、「貸付要件変更届」（様式4）県社協に提出してください

提出先

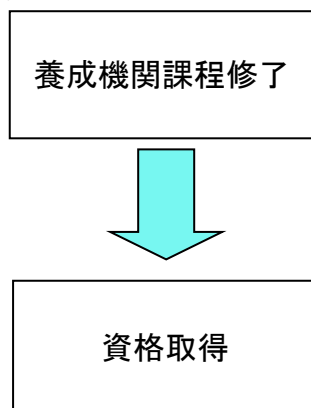
神奈川県社会福祉協議会

- ③ 退学等による理由により、貸付契約を解除した場合は「返還計画申請書」（様式8）を県社協に提出してください。県社協は審査の上、「返還通知書」を交付します。※保証人にも交付されます。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

- ④ 貸付けた訓練促進資金は、返還通知書に基づき返還期間内に返還してください。
※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し、返還していただきます。

(3) 養成機関の課程修了・資格取得後の手続き



- ① 養成機関の課程を修了した場合は、修了をした事がわかる書類を修了日から30日以内に県社協に提出してください。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

- ② 資格を取得した場合は、資格が取得したことがわかる書類（免許証等の写し等）を添付し、取得日から30日以内に県社協に提出してください。

※就職した後は、「4 就職後・返還猶予の手続き」が必要です。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

3 就職準備金の手続き

高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の課程を修了し資格を取得した方、資格取得の見込みがある方で、就職準備金の貸付けを希望される場合は、貸付申請書に関係書類を添付して県社協へ提出してください。

高等職業訓練促進
給付金事前相談等

給付金事前相談等

- ・意欲、能力、資格取得（見込）等の把握や生活状況等の聴取、資格取得後の就業等の確認をします。
- ・貸付対象となる可能性がある方（養成機関最終学年の給付金受給決定者（見込）等）に貸付案内をします。

事前相談窓口

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課
町村に居住する方：お住まいの町村を所管する県保健福祉事務所

申請書等の確認

- ① 貸付を受けたい場合は、申請書等の提出書類（下記のア～クの書類）を準備してください。

<提出書類>

- ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式1）
 - イ 連帯保証人の届出（様式1）
 - ウ 住民票の写し（世帯全員の記載のあるもの、発行後3ヶ月以内）
 - エ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
 - オ 修了をした事がわかる書類（修了証書の写し等）
 - カ 資格を取得したことがわかる書類（免許証等の写し等）
 - キ 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は市町村民税課税証明書）
 - ク ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱（同意書）（様式第12号）（借受人、連帯保証人各1部）
- ※上記書類のみでは審査に必要な情報が不足する場合、申請後に、別の書類の提出を依頼する場合があります。

貸付申請

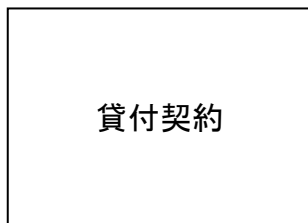
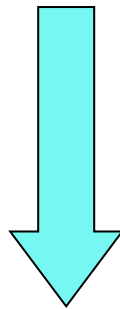
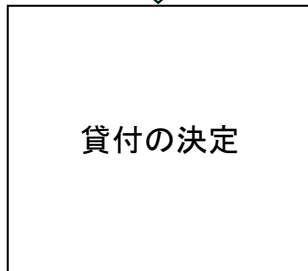
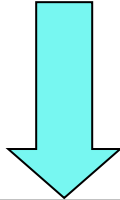
- ② 申請書等一式を県社協に提出してください。
※準備ができない書類がある場合は県社協に相談してください

提出先 神奈川県社会福祉協議会

提出方法：簡易書留による郵送

※申請書は重要個人情報を含むため、必ず簡易書留扱いとしてください

郵送（簡易書留）



③ 県社協で審査し、貸付けの可否を決定します。

④ 審査の結果は、「貸付（承認・不承認）決定通知書」により、通知されます。

※通知書は連帯保証人にも通知されます

※通知書の写しは下記の機関へも送付されます。

送付先

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課

町村に居住する方：県子ども家庭課所

⑤ 貸付が決定になった方は、貸付決定通知日から1ヶ月以内に次の書類を県社協に簡易書留で提出してください。

ア 借用証書

収入印紙を購入の上、借用証書に貼り付けてください。（1万円以上10万円以下…200円、10万円以上50万円以下…400円、50万円以上100万円以下…1,000円）

イ 送金口座（申込・変更）申請書（様式2）

ウ 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人各1部、発行後3ヶ月以内）

※借受人が未成年だった場合は法定代理人の印鑑証明書が必要になります。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

⑥ 借用証書が県社協に届き次第、資金交付が行われます。

※なお、通知書の写しは下記の機関へも送付されま

送付先

市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課

町村に居住する方：県子ども家庭課

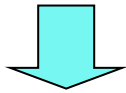
4 就職後・返還猶予について

養成機関の課程を修了して、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事するときは、その業務の従事期間中は、訓練促進資金の返還の猶予ができます。猶予を希望する方は下記窓口に申請してください。

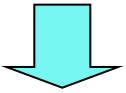
(※上記に該当しない場合は、原則として貸し付けた訓練促進資金を全額返還していただきます。)

返還の猶予や免除を希望される方は、下記のとおり申請書及びその他関係書類を添付して提出してください。

就職・
返還猶予申請



返還猶予決定



毎年度4月末日

① 提出書類

- ア 返還猶予申請書(様式9)
- イ 届出事項変更届(様式3)
- ウ 現況報告書(様式6)

提出先 神奈川県社会福祉協議会

② 県社協は審査を行い、その結果を通知します。

- ③ 返還猶予期間中は毎年度4月1日現在の状況について4月末日までに「現況報告書」(様式6)を県社協に提出してください。なお、期日までにご提出できない場合は県社協までご連絡ください。
※休職、退職等になった場合は、返還を開始していただきますが、猶予できる場合もありますのでご相談ください。

提出先・相談窓口 神奈川県社会福祉協議会

5 業務従事中とみなす求職活動等について

返還の免除の要件の一つである「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、同一の就業先等で5年間離職することなく業務に従事する場合以外に、次の①～③の場合も業務従事中の期間として算入することができます。

- ① 一旦離職したが、再就職のために、月1回以上求人への応募を行うなどの求職活動を行っている場合
- ・ 最長1年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入できます。算入するには手続きが必要です（下記の「<業務従事中期間への算入手続き>」を参照）。
 - ・ ただし、1年を超える求職期間については、「継続して就業した期間」には含めません。

<業務従事中期間への算入手続き>

借受人は、公共職業安定所長等の就労支援機関に求職登録をしたうえで、「求職活動状況報告書」（様式第10号）とともに、次の書類を添付して提出してください。

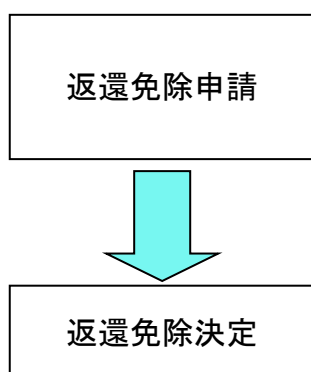
【提出書類】

求人への応募をしたことを証する書類の写し、または「求職活動確認票」（様式第11号）。

なお、求職活動確認票（様式第11号）を使用する場合は、就労支援機関等から確認の押印をしてもらってください。

- ② 災害、疾病、負傷、出産、育児、介護による休暇、その他やむを得ない事由により離職したが、離職した日から原則1年以内に再就職が見込まれる場合に限り、引き続き就業を継続しているものとみなします。
- ただし、当該期間は業務従事期間には算入しません。
（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合に限る）
- ③ 雇用継続中に、疾病等により休職している期間がある場合、当該休職期間についても、業務従事期間に算入できます。

6 返還免除の手続き



① 5年間引き続き業務に従事した後、「返還免除申請書」（様式7）に、返還免除申請時の業務従事先における「現況報告書」（様式6）を添えて提出してください。

提出先 神奈川県社会福祉協議会

② 返還免除が決定した後、お預かりしている「借用証書」をお返しします。

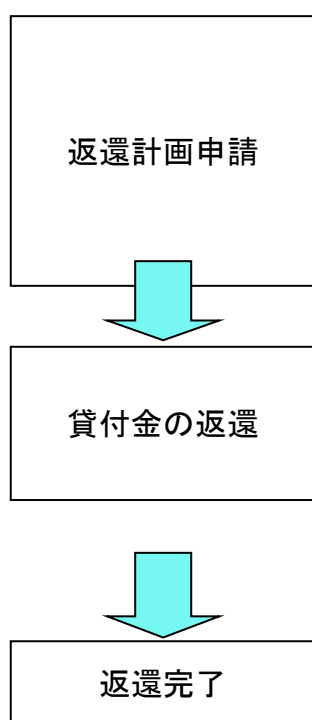
7 返還の手続き

以下の場合、貸し付けた訓練促進資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く）返還していただくことになります。

- ①借受人が養成機関の課程を修了し、資格を取得したときから1年以内に取得した資格が必要な業務に就職しなかった場合
- ②貸付契約が解除された場合
- ③虚偽その他不正な方法により、訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになった場合

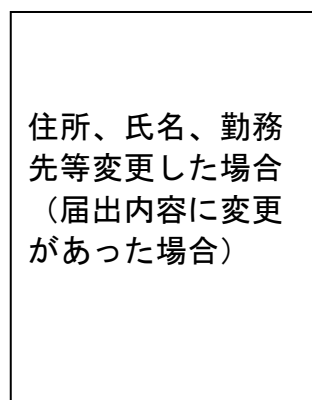
なお、手続きは次のとおりです。

※ 返還は、5年を限度として均等払いにより返還していただきますようお願いいたします。



- ① 返還となる事由が発生した場合は、その14日以内に「返還計画申請書」（様式8）を県社協に提出してください。県社協は審査の上、「返還通知書」により借受人及び連帯保証人に返還を通知します。
※連帯保証人も返還通知書の内容を確認しておいてください。
- ② 「返還通知書」に記載された返済計画に基づき、返還していただきます。
（※原則、月賦による均等払いとなります。）
- ③ 納入指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年5%の延滞利子を加算します。
- ④ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

8 その他の手続き



- ① 住所等の変更があった場合
その都度「届出事項変更届」（様式3）を直ちに県社協に提出してください。※連帯保証人も同様です。
- ② 勤務先を変更した場合
「届出事項変更届」（様式3）と「現況報告書」（様式11）を直ちに県社協に提出してください。
- ③ 送金口座を変更する場合
「送金口座（申込・変更）申請書」（様式2）を県社協に提出してください。
- ④ 債務関係者が死亡した場合
「届出事項変更届」（様式3）と除籍証明又は死亡診断書の写しを直ちに県社協に提出してください。

8 手続きに必要な提出書類一覧

(1) 入学準備金（養成機関在学中・課程修了・資格取得）

事項	書類	様式	備考
毎年度4月【全員必須】	在学証明書（写しでも可）		毎年4月末日までに提出してください。
養成機関の課程を修了したとき	修了したことがわかる書類		修了証書等の写し
資格を取得したとき	資格取得がわかる書類		免許証等の写し。
養成機関を休学、停学、退学、復学したとき	貸付要件変更届	様式4	
訓練促進資金の貸付を辞退するとき	貸付辞退届	様式5	
借受人及び連帯保証人の氏名・住所等その他の重要な事項に変更があったとき	届出事項変更届	様式3	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式3	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式8	借受人が死亡したときは、連帯保証人等により返還していただきます。
借受人が修学に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式6	事実を証明する書類を添付してください。
返金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式2	

※就職した後は、「(2) 就職準備金」と同様の書類の提出が必要です。

(2) 就職準備金

事項	書類	様式	備考
毎年度4月【全員必須】	現況報告書	様式6	毎年4月末日までに提出してください。
	返還猶予申請書	様式9	
養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事したとき	現況報告書	様式6	就業先から証明を受けてください。
	返還猶予申請書	様式9	
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式3	就業先から証明を受けてください。
	現況報告書	様式6	
養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき	返還計画申請書	様式8	
災害、病気、負傷、その他やむを得ない事由により就業できないとき	現況報告書	様式6	就業先から証明を受けてください。 医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
	返還猶予申請書	様式9	
退職、休職したとき	現況報告書	様式6	就業先から証明を受けてください。
再就職のため求職活動をしたとき	求職活動状況報告書	様式10	求職活動をしたことが確認できる書類を添えて、毎月提出してください。 求職活動をしたことが確認できる書類がない場合、本様式に就業支援機関等から証明を受けてください。
	求職活動確認票	様式11	
	返還猶予申請書	様式9	
再就職したとき	届出事項変更届	様式3	就業先から証明を受けてください。
	現況報告書	様式6	
	返還猶予申請書	様式9	

養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、引き続き5年間業務に従事したとき	現況報告書	様式6	就業先から証明を受けてください。
	返還免除申請書	様式7	
借受人及び連帯保証人の氏名・住所等その他の重要な事項に変更があったとき	届出事項変更届	様式3	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式3	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式8	借受人が死亡したときは、連帯保証人等により返還していただきます。
借受人が修学に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式6	事実を証明する書類を添付してください。
返金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式2	

9 資料

- (1) 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱
- (2) 様式集

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（案）

第1条 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

第2条 貸付事業の実施主体

本事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3条 貸付対象

訓練促進資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給決定を受けていること。
- 2 神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に住民登録をしていること。
- 3 養成機関を修了し、かつ資格取得日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思のあること。
- 4 他の都道府県等から重複して訓練促進資金貸付を受けていないこと。

第4条 訓練促進資金の種類及び貸付額

- 1 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
- 2 貸付額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 入学準備金 500,000円以内
訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するための貸付とする。
 - (2) 就職準備金については200,000円以内
就職準備金は、就職にあたり必要な費用に充当するための貸付とする。

第5条 貸付方法及び利子

- 1 訓練促進資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 連帯保証人（以下、「保証人」という。）を立てる場合は無利子とする。また、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

第6条 貸付の申込み

訓練促進資金貸付を受けようとする者は、住所地を所管する市の福祉事務所（町村にあっては県保健福祉事務所）（以下「市の福祉事務所等」という。）に事前相談の上、申請に必要な書類を確認し、県社協に申請書類等を提出しなければならない。

第7条 保証人

- 1 訓練促進資金貸付を受けようとする者は、原則として保証人を立てるものとする。ただし、保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができるものとする。
- 2 訓練促進資金貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15条の規定による延滞利子を包含するものとする。
- 3 訓練促進資金貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 4 借入申請者が、未成年者であるときは、原則として親権者等法定代理人の同意を得ることとする。
- 5 訓練促進資金貸付を受けようとする者が生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯の者であるとき、保証人は返還資力があり、申請者とは別生計を営む者を立てることとする。

第8条 貸付の決定

県社協会長は貸付申請があったときは審査を行い、貸付の可否を決定し、結果を申請者及び確認のため市の福祉事務所等に通知するものとする。

第9条 貸付金の交付方法

貸付金の交付は、一括で行うものとし、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）の指定する金融機関口座振込みにより行う。

第10条 貸付契約の解除

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号に掲げる事由により資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) その他訓練促進資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 県社協会長は、借受人が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第11条 返還の債務の当然免除

訓練促進資金の借受人が次の各号の1に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除する。

- 1 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- 2 第1項に定める「他種の養成機関等」とは、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等をいう。
- 3 第1項に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 4 返還免除対象業務に従事後、次のいずれかの事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間に算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

- (1) 災害、疾病、負傷による休暇、休業又は退職（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
- (2) 出産、育児、介護による休暇、休業又は退職（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、本会が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、前項第1号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格を取得した日」と読み替えるものとする。
- (4) その他やむを得ない事由

第12条 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、訓練促進資金の借受人が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
 - (1) 死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 第11条第1項に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部
- 2 前項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。
- 3 裁量免除の額は、第11条第1項に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

第13条 返還

- 1 訓練促進資金の借受人が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付を受けた訓練促進資金を返還しなければならない。
 - (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第11条第1項に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、第11条第1項に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (5) 養成機関修了年度の国家試験を受験できなかったとき（ただし、やむを得ない事由がある場合を除く）。
 - (6) 養成機関を修了した翌年度の国家試験を受験できなかったとき、または国家試験に合格

できなかったとき。

- 2 訓練促進資金の返還をしなければならなくなった者は、すみやかに「返還計画申請書」を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 返還方法は、原則として、月賦による均等払方式によるものとする。ただし、いつでも繰上返還することができる。
- 4 債務の返還を履行する場合の期間は、5年以内とする。なお、返還期限内において借受人が「返還計画申請書」によって返還回数及び返還期間を申し出た場合は、借受人が申し出た返還期間の最終月末日を返還期限とする。

第14条 返還債務の履行猶予

訓練促進資金の借受人の返還の債務の履行猶予については、次の各号に定めるところによる。

1 当然猶予

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、借受人の申請により、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

(2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の1に該当するには、当該各号に掲げる事由が継続している期間、借受人の申請により、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第11条第1項に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、出産、育児、介護により休暇、休業又は退職となったとき（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、養成機関修了年度に国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、次年度の国家試験を受験する意思があると認めるときは、養成機関修了年度の次年度末までの期間(1回限りとする)

(4) その他やむを得ない事由があるとき。

3 第1項及び第2項により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由が発生した日から2月以内に、県社協会長に返還猶予申請書と関係書類を提出しなければならない。

4 第2項中第2号及び第3号並びに第4号により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を申請書に添付して提出しなければならない。なお、申請書に添付して提出する書類は次の各号のとおりとする。

(1) 災害については罹災証明

(2) 疾病、負傷については医師による診断書

(3) 出産・育児については母子手帳の写し等

(4) 介護については介護保険証の写し等

(5) その他、やむを得ない事由がわかる書類

5 第2項第2号における「退職となったとき」の「返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る」については、復職又は再就業までの期間が予測できな

い場合は、猶予を認めないものとする。

第 15 条 延滞利子

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が正当な理由がなくて訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 16 条 借受人等の責務

- 1 借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。
 - (1) 訓練促進資金の送金口座を変更するとき。(様式 2)
 - (2) 氏名、住所、連絡先、その他重要な事項に変更があったとき。(様式 3)
 - (3) 退職又は休職したとき。(様式 6)
 - (4) 修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(様式 6)
 - (5) 高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき又は養成機関を休学、停学、退学、復学したとき。(様式 4)
 - (6) 養成機関の課程を修了したとき。(修了証書等の写し)
 - (7) 資格を取得したとき。(資格を取得したことがわかる書類)
 - (8) 就職したとき。(様式 6)
 - (9) 勤務先を変更したとき。(様式 3 及び様式 6)
 - (10) 訓練促進資金の貸付を辞退するとき。(様式 5)
 - (11) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要事項に変更があったとき。(様式 3)

- 2 借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、毎年度 4 月 1 日現在の状況について、次の各号に定める書類を 4 月末日までに、県社協会長に提出しなければならない。
 - (1) 養成機関在学中は、在学証明書(高等職業訓練促進給付金の申請に使用したものの写しでも可)
 - (2) 養成機関卒業後は、現況報告書(様式 6)
- 3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はひとり親家庭高等職業訓練促進資金 借受人等届出事項変更届(様式 3)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- 4 借受人は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 5 借受人及び保証人は、県社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。また、第 16 条第 1 項から第 3 号に定める書類のほか、訓練促進資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を県社協から求められた場合は、これに応じなければならない。

第17条 会計経理

- 1 本事業の実施にあたっては、本事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。
その際、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に経理すること。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いについて、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いについて、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金に相当する金額を返還するものとする。

第18条 県への報告等

- 1 県社協は、本事業を実施するにあたり、貸付計画書（貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等）を策定し、県の承認を受けるものとする。
また、当該計画書の内容を変更する場合も同様とする。
- 2 県社協は、毎年度10月に前年度10月から3月までの貸付実績と、当該年度4月から9月までの貸付実績について、県知事に報告するものとする。
- 3 県社協は毎年度終了後、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載したひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書（第4号様式）を作成し、県知事へ提出するものとする。

第19条 その他

この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年3月 日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

